

## 平成20年西東京市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年9月29日(月)  
開会 午後7時03分 閉会 午後7時38分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 沼 本 禧 一  
委 員 角 田 富美子  
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男  
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男  
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一  
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明  
教 育 指 導 課 長 前 島 正 明  
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之  
指 導 主 事 岡 本 賢 二  
指 導 主 事 山 縣 弘 典  
指 導 主 事 宮 城 洋 之  
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳  
ス ポ - ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一  
公 民 館 長 相 原 昇  
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美  
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 7 傍聴人 0人

平成20年西東京市教育委員会第9回定例会議事日程

日 時 平成20年9月29日(月) 午後7時00分～

会 場 防災センター6階 講座室2

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第52号 西東京市立中学校の教職員の処分の内申についての専決処分について

第3 議案第53号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について

第4 報告事項 (1) 児童・生徒数について  
(2) 多摩六都・図書館共通利用カード発行事業に伴う協定の締結について

第5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成20年第9回定例会  
(9月29日)

## 午後 7 時 0 3 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第9回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。日程第2 議案第52号 西東京市立中学校の教職員の処分の内申についての専決処分について、及び日程第3 議案第53号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、は、人事に関する案件で、まだ公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第5 その他、の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 では、さよう決定させていただきます。

竹尾委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第4 報告事項、を議題といたします。

質疑は後ほど一括して行いますので、説明をお願いいたします。

(1) 児童・生徒数について。

青柳教育企画課長 それでは、本年9月1日現在の児童・生徒数について御報告を申し上げます。

資料を御覧ください。表のほうは小学校児童数でございます。合計でございますけれども、19校で児童数は9,344名でございます。この数字につきましては、今年の4月当初から比べますとプラス・マイナス・ゼロでございますが、昨年の9月対比で申しますとマイナス19名となっております。その内訳でございますが、昨年の9月と比べて児童数が増えている学校、減っている学校がございます。増えている学校ですと、中原小学校が55名、それから、碧山小学校が30名、上向台小が43名、ほか、増えている学校が8校ございました。逆に、児童数が減っている学校でございますが、保谷第一小学校が41名、それから、東伏見小が32名、向台小も減っております、34名、栄小が23名、ほか11校が昨年の9月対比で児童数が減っております。総数といたしましては、昨年9月対比で19名の減ということでございます。

裏面を御覧いただければと思います。中学校生徒でございます。9月1日現在で生徒数総合計が3,903名でございます。今年の4月対比では8名の減でございますが、昨年の9月から比べますと54名の増となっております。学校別に見ますと、増えている学校でございますが、田無第一中学校は35名の増、ひばりが丘中学校は26名、青嵐中学校は35名、田無第四中学校は34名、保谷中学校は8名ということでございます。逆に、減っている学校は、田無第二中学校は21名の減、田無第三中学校は25名の減、柳沢中学校は7名の減、明保中学校は31名の減ということでございます。

全体を通しまして、児童・生徒の増減には、各学校、地域によりまして、増えている学校、

減っている学校、ばらつきがあるというような状況でございますが、総数といたしましては、小学校の児童数については減少傾向、逆に、中学校の生徒数は増加傾向にあるというのが見てとれるかと思えます。

以上で9月1日現在の児童・生徒数の状況につきまして御報告させていただきました。

以上でございます。

竹尾委員長 (2) 多摩六都・図書館共通利用カード発行事業に伴う協定の締結について。  
小池図書館長 多摩六都・図書館共通利用カード発行事業に伴う協定の締結について、御報告させていただきます。

多摩北部都市広域行政圏を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の五つの市が設置する市立図書館では広域圏の協力事業を推進しております。この一環として、5市にお住まいの市民の皆様の図書館利用の利便性を図るため、共通利用カードの発行事業に取り組んでおります。現在、共通利用カードを発行しているのは5市のうち西東京市、清瀬市、東久留米市の3市でございますが、このたび、東村山市におきましても図書館管理システムの拡充によってサービス環境が整いましたので、10月1日より共通利用カードの発行事業を開始することとなりました。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。協定書は10月1日付で東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の教育委員会が図書館利用カードの発行について協定を締結するものでございます。事業の内容につきましては、共通利用カードの発行要綱を添付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、多摩六都・図書館共通利用カード発行事業に伴う協定の締結について御報告いたします。よろしく願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。(1) 児童・生徒数について、と、(2) 多摩六都・図書館共通利用カード発行事業に伴う協定の締結について、の2件につきまして一括して質疑を受けます。

沼本委員 今の多摩六都・図書館共通利用カードのことですけれども、ゆくゆくは小平市も一緒になるというふうな予定を考えていらっしゃるんですか。

小池図書館長 現在、5市のうち4市まで利用カードの発行ができるようになりましたけれども、小平につきましては、今のところ、システムの関係でなかなか参入できないという状況でございます。今後につきましても、小平のほうでは極力努力をしていくということですが、今のところ予定はまだ立っておりません。

すみません。今、共通利用カードということで御説明いたしましたが、5市の間では広域圏の関係でどこでも使えるようになっておりますので。ただ、小平につきましては、小平のカードを発行してもらわないと利用できないという、そのような状況でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第5 その他、を議題といたします。

教育委員会全般につきまして質疑を受けます。

沼本委員 秋の運動会も先週ぐらいから始まったようですが、小学校の中においては中学校でいう組体操みたいなものがあるわけで、小学校なりに大変すばらしい演技を見せていただきまして大変感動しているわけですが、あの組体操というのは学習指導要領に沿った学習の成果としての発表なのかどうか。そういうことを参考としてお聞きしたいんですけど。それが1点です。

それから、もう一つは、子どもの体力とか、そのことにおいて安全性というものが考えられるんですけども、組体操の中には、学校の組織として、例えば、一つ一つの組ができ上がりますね。そこに教員を必ず配置するような、そういうものを教育委員会として、教育指導課として指導なさっているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思うんですが。

石井統括指導主事 まず、1点目の学習指導要領と組体操のかかわりでございます。すべての技が学習指導要領に位置づけられているかといいますと、それはすべてではないと思っています。ただ、例えば、倒立等に関しましては、これは器械運動という領域の中の一つの技となっておりますので、適宜それを組み合わせながら実施していると思っております。

2点目、教員の技に対する安全確認についてでございますが、これについては、教育指導課からも通知文を出させていただいて、危険な場合についてはきちんと教員を配置するようということを知っております。

以上でございます。

沼本委員 今年ということじゃなくて、昨年と同じような組体操をやっている学校もあると思うんですけども、そういう中で、安全の面で、けがをするというようなことの事例というのはあったのですか。

前島教育指導課長 教育指導課長でございます。今年度は、3点、小学校の組体操で事故報告が上がっております。細かいことについては9月26日付で教育指導課長名で運動会の組体操等における事故防止について通知を図り、その3件の事故について、幸い軽いけがで済んだので、その事件事例を挙げまして、具体的には、組体操を行う際には、児童・生徒の実態を十分に踏まえ、無理のない計画を立てることや、あるいは、児童・生徒の能力や技能、練習における集中力の低下等を指導者が十分に把握して、無理のない技に変更するなど必要に応じて措置をするように指示をするとともに、先ほど統括指導主事が話したとおり、実際に組体操を行う際には、危険回避のための指導者の立ち位置を確認し、複数の教員で指導や補助に当たるように指示したところでございます。

以上でございます。

沼本委員 今のお答えの中ではたまたま軽いけがであったということですが、これは軽いとか重いとかそういう問題ではないと思うんですが。たまたま軽かったらいいわけですが、もし重ければどうなるか、そこら辺をもう少し考えていただきたいと思います。

前島教育指導課長 御指摘のとおりでございます。最近の運動会の練習中に起こることが多いんですが、児童・生徒がけがをするというような報告を受けて、同種の事故防止のための徹底が図れるよう教職員を指導するように、つい先日通知を出して、学校に周知を図りますとともに、校長会がありましたので、その折にその通知文をもとに各学校に指導したところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 先日、新聞に、夏休みに中学校の補習授業のことが出ておりましたけど、西東京すべての学校で夏休みはこういった補習授業が行われたのですか。ちょっと状況を。

前島教育指導課長 小中学校全校で行っております。

角田委員 大体どれくらいですか。何か、1日も休まずにやったようなことが出ていましたので、これは大変だと思ったんですけど。

前島教育指導課長 各学校におきまして、かなり学校の特色によって差が出ておりますが、中学校については、やはり、補習的な部分と進路を考えた取り組みということで、時間数は多いところがございます。少ない学校につきましては校舎の改修等で期間が狭まっておりますが、学校によって若干差はありますが、多くの学校で10日以上やっているというような状況がございます。

竹尾委員長 ちょっと私から質問。今のことで、あの新聞を私も読んだのですが、補習授業に行くとか教材費とかなんとかかという、そういうものは払うんですか。

前島教育指導課長 基本としては、学校の中で印刷できるものについては印刷をしたり、あと、学校の教材を使ってやっているというものもありますが、進路に関して、発展的な学習をするような学習につきましては新たに教材が必要になりますので、その場合は、保護者の了解を得て、その同意のもとで購入をしている学校が若干ございます。

竹尾委員長 もう一つ。それと、夏休みにそういう特別の補習授業をやるときは、算数なんかで到達別というんですか、分けますよね。そういうような分け方をして補習をしているということはあるんですか。

前島教育指導課長 先ほどお話を申し上げたとおり、発展的な学習をする講座と、あと、基礎、基本を固める、いわゆる進度の遅い児童・生徒に対して、それを補習的に行う学習をやっている講座もございます。それを明確にして子どもたちを募集するとともに、必要な児童・生徒については声をかけたりして実施しているところでございます。特に、複数のクラスで能力別ということではおりませんが、そういったクラスを設けて希望をとっているという状況がございます。

竹尾委員長 わかりました。ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 今の件で、発展的学習というのは具体的にどういうことですか。

前島教育指導課長 端的に申し上げますと、特に3年生が多いんですが、入試問題で、特に、学習指導要領に基づいてはいますが、それが複雑に絡み合っているような、いわゆる入試問題というものに取り組むような講座を設けておるといってもございますし、教科書を離れて少し高度な発展的な、例えば、確率の問題であれば、応用的な部分で発展をさせているような講座を設けているという話も聞いております。

沼本委員 発展的な学習は、今、国際学力検査等によると、日本の子どもというのは課題解決能力が非常に欠けているということが言われていますね。ですから、発展的学習というのは、学校の中で学習する以上の高い入試の問題を発展的に学習させるということもあるかもしれませんが、是非発展的学習の中に課題解決能力を育成するような、そういう学習を進めてほしいなというふうに思っています。

前島教育指導課長 御指摘のとおりだと思います。実際に入試対策ということだけではなく、例えば、理科の実験を、普段、授業の中では教科書等に位置づけられているもの以外を行ったり、コンピューターを活用した授業とか、そういった、ただ単純に入試対策ということではなく、各学校で取り組んでいただいている講座もございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第2及び日程第3は、先ほどお諮りいたしましたとおり、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方の退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 7 時 2 1 分 休 憩

午後 7 時 3 8 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 7 時 3 8 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員